

神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン

平成30年5月

神戸市教育委員会



目次

◇ 「神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」策定の趣旨	・・・ 1
◇ 部活動の位置付け	・・・ 2
1. 部活動の意義・目的	
2. 適切な運営のための体制整備	
(1)各校における部活動に係る方針の策定	
(2)活動計画・実績報告	・・・ 3
(3)活動の指導・是正	
(4)部活動指導員の活用	
(5)適正な指導者の配置と部活動の設置	・・・ 4
3. 適切な指導の実施	
(1)安全指導の充実	
ア 成長期の生徒の心身の健康管理	
イ 事故の防止	
ウ 体罰・暴言・ハラスメントの根絶	・・・ 5
エ 施設・設備・用具の安全点検の実施	
オ 校外での活動について	
(2)効果的な指導	・・・ 6
ア 自主的・自発的な活動の実践	
イ 特別支援教育の視点を生かした指導 ⁶	
ウ 短時間で効果的な指導の実践	
エ 適切な休養日の設定	・・・ 7
4. 指導力の向上に向けて	・・・ 8
(1)科学的・合理的な指導内容、指導方法の習得	
(2)部活動のマネジメント力やその他多様な指導力の習得	
5. 教育委員会の取組	・・・ 9
(1)ガイドラインの検証について	
(2)安全な部活動の実施に向けて	
(3)諸課題への取組	

神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン

◇ 神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン策定の趣旨

中学校の部活動は、学校教育の一環としておこなわれ、スポーツや文化・科学など生徒がそれぞれの個性や能力を主体的な取り組みによって伸長したり、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり協力したりする中で、社会性や人間性を育む最も身近な活動の一つとして、長年その意義が認められてきた。

一方、生徒においては、運動部・文化部問わず、連日または長時間にわたる活動などによって、十分に休養がとれないため、学業との両立に悩んだり、疲弊したり、スポーツ障害を引き起こしたりするなど心身の健康を害するなどの課題もみられる。また、教員においては、顧問教員の約半数が未経験の部活動を担当していることや、長時間勤務による多忙感が募るなど改善すべき課題もある。

また、少子化の進展や社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が、複雑化・多様化し、学校だけで解決できない課題も増え、従前の体制では部活動の維持が難しくなっている。

このような状況を踏まえ、スポーツ庁は全国の生徒が、各自のニーズに合ったスポーツ活動を行うことができ、生涯スポーツに親しむ基盤として、部活動が持続可能なものとするために、運動部の在り方の抜本的な改革に取り組む必要があるとし、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30.3月)を策定した。

そこで、本市では、スポーツ庁のガイドラインに則り、望ましい部活動(運動部・文化部)のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力ある部活動となるための指針として、部活動の意義や目的、これを実現させるための体制の整備、指導の在り方、休養日の設定等を規定した「神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」を策定した。

部活動は「人は人によって人になる」という本市の教育理念のもと、「心豊かにたくましく生きる人間」の育成を実現するという、人間形成に資するものであると共に、生涯にわたってスポーツや文化に親しむことができる資質の育成を目指している。本ガイドラインが運動部・文化部の活動にかかわる、すべての教職員・指導者はもとより、家庭、地域、部活動に関連する各種団体で広く共有され、十分に理解を得たうえで、適切な部活動が運営されることを目指す。

◇ 部活動の位置付け

部活動は、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、学習指導要領※1では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と明示され位置づけている。

従って、本市や学校の教育目標や指針に則った運営・指導を行い、教育効果を高める活動として実施されなければならない。

1. 部活動の意義・目的

部活動は、心身の成長が著しい生徒が、自らの興味や関心等を深く追及し、それぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸長したり、学年や学級の枠を超えて、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり協力したりする中で、社会性や人間性を育むという人間形成に資するものである。

また、中学校3年間だけではなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。そのため日常の練習において、大会やコンクール等の結果のみを目標にするのではなく、それに向けた一人ひとりの取組に目を向けたていねいな指導が大切である。

2. 適切な運営のための体制整備

(1) 各校における部活動に係る方針の策定

本ガイドラインに則り、校長は学校の教育活動との関連を考慮し、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校ホームページ等の掲載により公表するとともに、その運用を徹底する。

※1 中学校学習指導要領総則・解説（H29）【資料1】

(2) 活動計画・実績報告

部活動顧問は「学校の部活動に係る活動方針」に則り、指導方針や年間の活動計画（活動日、休養日及び大会参加日等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等）を作成し、校長に提出する。その際、部活動顧問は生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して設定をすることが大切である。また、毎月の計画や大会・コンクール等の開催予定などを事前に生徒・保護者に伝える。

(3) 活動の指導・是正

校長は毎月の活動計画及び活動実績の確認により、適切な指導が行われているかを把握し、適宜、指導・是正を行う。また、毎学期の実績報告をまとめ教育委員会に提出する。

(4) 部活動指導員の活用

部活動指導員を活用するときは、「神戸市立中・義務教育学校部活動指導員（外部顧問・支援員・指導員）招聘事業に関する要綱」^{※2}に則って運用し、学校職員として、校務分掌に位置づける必要がある。

生徒が安全で充実した指導が受けられると共に、顧問教員の負担軽減が図れるよう、顧問教員と部活動指導員との細やかな情報の共有と連絡や相談が不可欠であり、管理職とともに十分に連携を図ること。学校の行事による練習日や時間の変更など、事前の打ち合わせや出勤管理を確実に行う。

また、部活動指導員の役割や勤務形態を学校内だけでなく、保護者に周知し理解を得る。

※2 30年度本市における部活動指導員とは、「外部顧問・外部支援員・外部指導員」であり、教育委員会指定の研修を受講し、委嘱した外部指導者であり、職務や配置日数が異なる。

「神戸市立中・義務教育学校部活動指導員招聘事業に関する要綱」による

(5) 適正な指導者の配置と部活動の設置

校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消の観点から、円滑に部活動が実施できるよう、複数の指導者の配置と適正な数の部活動を設置する。また、部活動の創部・休廃部並びに諸課題^{※3}については、教職員や保護者等によって「部活動検討委員会」等を設置し、校長のリーダーシップのもと、組織的に課題の解決が図られるようにする。

3. 適切な指導の実施

(1) 安全指導の充実

ア 成長期の生徒の心身の健康管理

スポーツ医・科学の見地から、練習効果を得るためには、休養を適切に取ることや、過度の練習が成長期の生徒のスポーツ障害・けがのリスクを高めたり、バーンアウト（燃え尽き症候群）したりすることにつながることを理解する。また、女子の成長期における体と心の状態に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

イ 事故の防止

生徒は一人ひとり発達段階、体力、習得状況が異なることから、事前事後の健康チェックや活動中の健康観察を行い、無理のない練習となるよう留意する。特に十分に活動に慣れていない1年生や定期考査や長期休養日後の活動については注視する。

また、気象状況による危機管理や熱中症や頭頸部の事故等^{※4}を未然に防止できるよう知識を深め、事故が起こった場合の対処の仕方や救急体制の確立を図る。

※3 神戸市立中学校・義務教育学校拠点校制度【資料2】

神戸市中学校体育連盟複数合同チームによる参加規程【資料3】

※4 「安全な部活動・体育活動のための研修会《熱中症・頭頸部外傷防止》」（毎年1学期に実施）

「学校でのスポーツ事故を防ぐために」日本スポーツ振興センター発行 DVD

ウ 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

指導に当たっては、体罰はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。^{※5} 体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を部活動に関わる全ての指導者がもち、それらを行わないようにするための取組を機会あるごとに行うことが必要である。

また、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、校長や顧問教員が積極的に説明し、理解を得られるようにする。

エ 施設・設備・用具の安全点検の実施

施設・設備・用具の定期的な安全点検^{※6}を実施し、常に安全を確認する。また、生徒自身が、安全に関する知識や技能を身につけ、積極的に自分や他人の安全を確保できるようにすることが大切である。

オ 校外での活動について

練習試合や大会・コンクールへの参加など校外で活動する場合は、実施日や場所、引率方法など必ず事前に校長の承認を得る必要がある。

また、対外試合等による校外への移動については、公的交通機関（貸切バス・タクシー等含む）を利用する。集合及び解散場所は校区内を原則とし、顧問教員または部活動指導員の引率を厳守する。交通費を徴収する場合は、収支決算を明らかにし、定期的に保護者に報告する。

対外試合等の移動で、教員の自家用車や保護者の自家用車での生徒の送迎は行わないこと。

※5 「運動部活動の暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応」
決定について中体連の対応」（平成 29 年 11 月）【資料 4】
「運動部活動での指導のガイドライン」（H25.5 月文科省）P.9~11

※6 体育に関する施設用具の安全点検について（通知）【資料 5】

(2) 効果的な指導

ア 自主的・自発的な活動の実践

指導者からの一方向の指導ではなく、個々の生徒が、自分の目標や課題、部活動内での役割など自ら設定し、その達成、解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげられるよう支援する。また、試合等に参加するかどうかも生徒の意思を尊重し、競技志向でない生徒の活動についても理解することが大切である。

イ 特別支援教育の視点を生かした指導^{※7}

学校には多様な特性のある生徒たちがおり、練習や試合等で困り感が解消されずに、注意ばかり受けてつらい思いをすることがある。生徒の困難さに着目した組織的でていねいな指導を行う。

ウ 短時間で効果的な指導の実践

それぞれの競技種目や活動の特性を踏まえた科学的、合理的な内容、指導方法による実効性のある指導を積極的に取り入れ、生徒が短時間に集中して取り組めるようにする。

※7 生徒指導資料（中学校）第3集
「特別支援教育の視点を生かした生徒指導」（H29.3月神戸市）

エ 適切な休養日の設定

成長期の生徒が、運動、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期における活動時間に関する研究及び顧問教員の多忙化解消の観点を踏まえ、以下の基準とする。

○ 週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。

- ・ 平日に少なくとも 1 日は休養日とする。部活動以外の多様な活動にふれる定期的な時間の確保を図るため、平日の休養日は、原則水曜日に設ける。
- ・ 週休日等^{※8}は、休養の日としなければならない。なお、活動を行う場合でも、少なくとも 1 日以上は休養日とし、事前に保護者の同意を得て、校長が許可する。週休日等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができると共に、家庭や地域で過ごす機会を確保できるよう、休業日（週休日等及び長期休業日）のうち、夏季休業日には 1 週間以上のまとまった休養期間（オフシーズン）を設ける。

○ 1 日の活動時間は、平日では長くとも 2 時間、休業日では長くとも 3 時間とする。但し、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ認めることとし、生徒や顧問教員の過度の負担にならないよう十分に配慮し、計画的に実施する。

○ 始業前の早朝練習については、生徒の健康面・安全面や家庭の負担がかかることや、顧問教員の多忙化を招くことから、原則行わないものとする。但し、学校の活動施設や活動時間に課題があるなど特段の事情があり、顧問教員から申し出があった場合は、事前に保護者の同意を得て、校長が期間を定めて許可する。

○ 終日行われる大会や校外練習試合、イベント等の参加においては、生徒の健康及び定期考査や学校行事等の日程を考慮し、精査を図ると共に長時間にわたっての拘束や交通費等における家庭の経済的負担を軽減する。

※8 週休日等とは土曜日・日曜日及び祝日をいう

4. 指導力の向上に向けて

(1) 科学的・合理的な指導内容、指導方法の習得

指導者は、効果的な指導に向けて、自身のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、指導内容や方法に関して、研究機関や優れた指導者の研究により理論付けされたものや科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなどを積極的に習得し、指導において活用することが求められている。

種目別指導者研修やスポーツ競技の国内総括団体が作成する運動部における合理的かつ効率的・効果的な活動のための手引書を活用し、各競技種目の特性を踏まえた合理的かつ効率的・効果的な活動を実施し、技能や記録の向上を図る。

(2) 部活動のマネジメント力やその他多様な指導力の習得

生徒にとって部活動が総合的な人間形成の場となるよう、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション、リーダー育成等^{※9}に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、指導力を身につけていくことが望まれる。

※9 こうべジュニアスポーツリーダー講習会（毎年夏季休業中に実施）

5. 教育委員会の取組

(1) ガイドラインの検証について

- 本ガイドラインにより、各校の部活動が休養日や活動時間などにおいて、適切に実施されているか把握し、教育委員会が定期的(学期に1回)に指導・是正を行う。
- 「中学校部活動懇話会」「中学校部活動連絡協議会」*10を開催し、指導や体制等の検証を行い、適切で効果的な部活動の在り方を検討し適宜、ガイドラインの見直しを行う。
なお、特に週休日等における休養日の設定については引き続き検討を行うと共に、学校が年間に参加する大会については精査する。

(2) 安全な部活動の実施に向けて

- 命に係わる重大事故につながる熱中症や頭部外傷の予防に向けて、専門医を講師に招聘し、研修会を実施する。

(3) 諸課題への取組

- 部活動指導員の任用
 - ・部活動指導員を積極的に任用し、学校の実情を踏まえて配置する。
 - ・部活動指導員の資質向上のための研修を行う。
- 拠点校部活動設置・整備
小学校時に取り組んできた種目の運動部活動が、在籍する学校になく、継続して取り組みたいという生徒のニーズに対応するため、神戸市中学校体育連盟の協力のもと、拠点校を設置し、運営のための支援を行う。
- 指導力向上
体育学やスポーツ学分野専門の講師を招聘し、生徒・顧問教員・外部顧問を対象に、スポーツを安全に楽しむための基礎知識やコーディネーショントレーニングやコミュニケーション・栄養学などを習得しスポーツリーダーの育成を目的とした「こうべジュニアスポーツリーダー講習会」を夏季休業中に実施する。

※10 中学校部活動懇話会：今後の望ましい部活動の在り方について顧問教員・保護者・地域の方が協議し、中学校部活動連絡協議会に意見具申する組織
中学校部活動連絡協議会：部活動をめぐる学校経営上の諸問題の実態を調査し、部活動懇話会の意見を受けて、今後の在り方を検討するために、中学校長会、中体連、教育委員会事務局から選出した委員をもって組織する

資料編

- 【資料 1】 中学校学習指導要領総則・解説（H29）
- 【資料 2】 神戸市立中学校・義務教育学校拠点校制度
- 【資料 3】 神戸市中学校体育連盟複数合同チームによる参加規程
- 【資料 4】 「運動部活動の暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連
対応決定について中体連の対応」（平成 29 年 11 月）
- 【資料 5】 体育に関する施設用具の安全点検について（通知）

【資料 1】

○ 中学校学習指導要領平成 29 年 3 月（抜粋）

第 1 章 総 則

第 5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2（略）

○ 中学校学習指導要領解説保健体育編平成 29 年 7 月（抜粋）

第 3 章 指導計画の作成と内容の取扱い

3 部活動の意義と留意点等

部活動の指導及び運営等に当たっては，第 1 章総則第 5 の 1 ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。

中学生の時期は，生徒自身の興味・関心に応じて，教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など，生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって，中学生が学校外の様々な活動に参加することは，ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは，生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に，学校教育の一環として行われる部活動は，異年齢との交流の中で，生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり，生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど，その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく，例えば，運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り，競技を「すること」のみならず，「みる，支える，知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら，自己の適性等に応じて，生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど，教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で，

その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵かん養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。(後略)

【資料 2】

神戸市立中学校・義務教育学校 拠点校部活動要項

神戸市教育委員会
神戸市中学校体育連盟

神戸市の中学校・義務教育学校における部活動の入部率は、毎年平均して 90%前後であるが、少子化に伴う生徒数の減少により、今後も部活動の小規模化が進むことが予想される。

拠点校部活動は、学童期から親しんできた運動を中学校・義務教育学校でも継続して行いたいという生徒の希望に添えるよう、個人種目において拠点校部活動を平成 14 年度から実施している。

また、集団種目については、平成 15 年度から複数校合同部活動制度を導入している。

令和5年度の参加生徒の募集を行うにあたり、これまでの活動状況を踏まえ、種目別に参加要件をまとめている。

1.【 目的 】

スポーツにおける生徒の多様なニーズに応えるため、学校間・保護者・地域の理解と協力を得ながら「拠点校」方式の部活動等を実施し、学校部活動の活性化を図る。

2.【 種 目 】10 種目

卓球・柔道・剣道・体操・相撲・バドミントン・陸上・水泳・バスケットボール・テニス

3.【 実施申請 】

参加生徒の在籍校の校長は、その生徒が事業目的及び参加できる生徒に該当していることを確認して拠点校の校長に申請する。拠点校の校長は承諾後、参加生徒の在籍校の校長に決定通知書(様式4)を送付する。

4.【 実施決定 】

在籍校の校長が決定通知書(様式4)を拠点校参加希望生徒へ交付することをもって、実施を認めるものとする。

5.【 拠点校部活動に参加できる生徒 】

① 小学校時に1年以上継続して経験してきた種目の運動部活動が、在籍校になく、拠点校部活動要項を厳守し、継続して活動する意思のある生徒。

※ 令和5年度は、「陸上競技」「相撲」「テニス」の3種目においては、小学校時の経験を問わない。

② 在籍校・拠点校両校の承認が得られ、生徒・保護者の希望により参加誓約書(様式3)を提出した生徒。

③ 原則として各年度の新1年生と前年度参加生徒とする。

【種目別参加要件】

(新規)

	種目名	参加要件 (小学校時に1年以上継続して経験してきた具体的要件)	平日の参加の可否 (可の場合の条件)
1	卓球	・卓球経験がおおむね1年以上ある生徒。(在籍校に卓球部がなく、中学校でも卓球競技を続ける意思のある者)	可 活動時間及び完全下校時間を守り参加でき、保護者の承認を得た生徒
2	柔道	・少年柔道チーム等(指導者が有資格者)に1年以上所属し、活動してきた生徒 (所属チーム等からの推薦や在籍証明等があればなおいい)	可 拠点校の活動日及び活動時間通り。
3	剣道	・道場や剣道教室に1年以上所属し、活動してきた生徒	可 拠点校の活動日及び活動時間通り。
4	体操競技	・クラブチームや体操教室に1年以上所属し、活動してきた生徒	可 16:00 までに拠点校に来ることができる生徒(完全下校 17:00のため)
5	相撲	・相撲に興味がある生徒。(経験は問わない。初心者可)	不可
6	バドミントン	・小学校時に週2回程度の継続した活動を、1年以上行ってきた生徒 ・また、地域スポーツクラブに選手登録しておらず、3年間継続する意思のある生徒	不可
7	陸上競技	・意欲的な生徒(経験は問わない。初心者可) ・2,3年時からの入部は、状況に応じて可とする。 ・原則、同一校の生徒は、同じ拠点校で活動する。	可 拠点校の活動日及び活動時間通り。
8	水泳競技	・小学校時に1年以上継続して経験しており、ある程度の泳力がある生徒。(最低でも、50m以上泳げること) ※長水路で大会が実施されるため。 ・大会参加のみの登録は不可(活動もして、大会参加もするのであれば、拠点校への登録は可能)	可 通える範囲であれば。平日は無理して参加する必要なし。
9	バスケットボール	・小学校時に1年以上継続して経験してきた生徒。 ・休日も平日も拠点校のルールに従って活動する意思がある生徒	可 拠点校の活動日及び活動時間通り。
10	テニス	・大会参加のみの登録は不可(活動もして、大会参加の意思があれば、拠点校への登録は可能)。 ・意欲的な生徒(経験は問わない。初心者可)	不可

6.【 参加生徒の活動について 】

- ① 参加生徒は、拠点校部活動要項と各拠点校の部活動活動方針に従って活動する。
- ② 神戸市が定める部活動ガイドラインを厳守し、休養日の設定や活動時間、各拠点校の完全下校時刻を厳守すること。
- ③ 各拠点校の定期考査前や行事等における部活動休止期間は、厳守すること。(参加生徒の在籍校と日程が違っていても厳守する。)
- ④ 活動への参加は、両校で十分な安全指導を行い、保護者と参加生徒の責任で参加する。
- ⑤ 活動日は、原則、土・日・祝日(以下、休日という)及び長期休業中とする。
- ⑥ 交通費・活動に必要な道具等は、各自の負担とする。
- ⑦ 欠席連絡は、参加生徒の保護者が拠点校部活動顧問へ連絡する。
- ⑧ 在籍校は、参加生徒の身体の既往症等、配慮すべき事項がある場合は、情報を拠点校に伝えること。拠点校の管理職・顧問教員・養護教諭は、情報を把握しておくこと。
- ⑨ 参加生徒は、平日(長期休業中を除く)に自校の部活動に入部する場合、在籍校の部活動顧問等と相談のうえ、各校の実情に合わせる。
- ⑩ 参加が決定したにもかかわらず、拠点校での活動に参加していない状況が続いた場合、登録を抹消することがある。

7.【 試合参加 】

《個人種目》

- ① 公式試合への参加は、一部の個人種目を除き、原則個人戦のみとする(体操・相撲・バドミントン・テニスを除く)。
- ② 登録及び公式試合への申し込みは、在籍校で行い、抽選は本部一任とする。
- ③ 公式戦を含む校外の活動における引率については、原則保護者が責任をもって行う。特段の事情等がある場合は、在籍校教員か拠点校顧問教員(部活動指導員を含む)が行う。県大会以上については大会規定に従う。
- ④ 試合会場での監督は、拠点校顧問教員(部活動指導員を含む)又は在籍校教員とする。県大会以上については大会規定に従う。

《団体バスケットボール種目》

- ① 公式戦(中体連および協会主催)への参加は、同一拠点校の人数が5名を超え、単独でチーム編成できる場合に限る。ただし、5人に満たないときは拠点校間で協議し、合同チームとして柔軟に対応していく。
- ② 試合出場に際して他のクラブチームと所属が重複する場合は、拠点校チームを優先とする。

- ③ 登録及び公式戦の申し込みは、生徒・保護者の意思を確認した上で、在籍校の校長の承認を得て、拠点校顧問教員が行う。抽選は、本部一任とする。
- ④ 公式戦を含む校外の活動における引率については、保護者が責任をもって行う。
- ⑤ 試合における監督・審判は、拠点校顧問教員又は拠点校外部指導員が行う。

8.【 事故への対応 】

- ① 活動中における事故・トラブルについては拠点校で対応し、在籍校にも連絡して指導・対応する。
- ② 移動中における事故・トラブルについては保護者の責任とするが、拠点校・在籍校が協力して指導・対応する。
- ③ 活動・移動中の事故(交通事故を除く)については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの適用を受ける。手続きは在籍校で行う。

9.【 その他 】

- ① 拠点校は1年任期とするが、再任は妨げない。
- ② 拠点校参加生徒及びその保護者が拠点校部活動要項と各拠点校の活動方針に違反し、改善されない時は拠点校の校長が活動を中止させることができる。
- ③ 参加生徒の在籍校は、連絡責任者(教頭・部活動係等)を決めておくこと。
- ④ 拠点校は、拠点校部員受け入れの部を対象に神戸市教育委員会から予算の範囲内で整備費が支給される。

【附則】この要項の変更は、神戸市中体連理事会により行う。

附則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附則

この要項は、平成20年2月29日から実施する。

附則

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

附則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。

【資料3】

神戸市中学校体育連盟としては、以下の「兵庫県中学校体育連盟 複数合同チームによる大会参加規程」に準ずるものとする。

1 趣 旨

兵庫県中学校体育連盟

参加を承認する精神はあくまでも少人数の運動部による単独でチーム編成ができないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

2 条 件

複数校合同チームで兵庫県中学校総合体育大会並びに兵庫県中学校新人種目別大会に参加する場合は、下記の条件を満たすことが必要である。

(1)合同チームとして、それぞれの学校教育計画に基づいて活動している。

また、合同練習が計画的かつ継続的に実施されている。

(2)合同チームの各校は、兵庫県中体連に加盟している。

(3)合同チームとしての大会参加が、当該地区中体連に承認されている。

(4)個人種目のない以下の競技種目（6種目）に限る。

バスケットボール(5)、サッカー(11)、バレーボール（6）、ハンドボール（7）、軟式野球（9）、ソフトボール（9）

(5)合同チームは、同一市郡町内で（ ）内の人数未滿の学校同士で編成することを基本とする。ただし、（ ）内の人数未滿の学校が2校ない場合は、（ ）内の人数以上の学校との編成を認める。同一市郡町内でチームを編成できないなど、特別な事情がある場合は、県専門部を通じて、理事会の承認を得ること。

(6)合同チーム名は、校名連記とする。

(7)参加申し込み手続きは該当校の校長が承認の上、代表校長が行う。

(8)合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。ただし、監督は1名とする。

3 実施にあたっての留意点

（1）平素から部員確保の努力を十分に行っているにもかかわらず、部員がチーム編成人数に満たない場合に限り、複数校合同チームが編成できる。

（2）地区及び市郡町中体連は、本規定の趣旨を踏まえ、編成状況を十分に把握しておくこと。

（3）実施していく過程で生じる諸問題については、地区（市郡町）の実態に応じて、本規定の趣旨を踏まえて対処するとともに、県中体連としても検討する。

（4）地区及び市郡町中体連において細則を定める必要がある場合は、本規定を基に地区及び市郡町中体連において定める。

（5）合同チームとして中学校総合体育大会に参加予定の各校は、遅くとも6月1日までに、中学校新人種目別大会に参加予定の各校は遅くとも9月1日までに該当市郡町中学校体育連盟に申し出ること。（県事務局にも連絡をすること）

（6）特例として、公益財団法人日本中学校体育連盟「全国中学校体育大会開催基準」における《参加資格の特例》に準じることを条件に、学校教育法134条の各種学校(1条校以外)との合同チームの編成を認める。

附 則 この規定は、平成15年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年5月7日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年5月1日から施行する。

【資料 4】

運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する 日本中学校体育連盟の対応

平成 29 年 11 月
(公財) 日本中学校体育連盟

運動部活動顧問の暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」という。）が大きな社会問題となっている。各地方公共団体や競技団体等による研修会も開催され、これらの根絶に向けた取組も強化されている。しかし、毎年、暴力等の事案が報告されている。

文部科学省・スポーツ庁、(公財) 日本体育協会、(公財) 高等学校体育連盟等においては、これらの行為に対して厳しく対処している。

本連盟においても、運動部活動は学校教育の一環であり、生徒の人間教育として、また、学校全体の雰囲気をも明るく元気にしていく大きな力を持っていると考えている。そこで、各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力等の防止策について継続して検討してきた。

スポーツを文化として大切にし、教育者として指導する者には必要ないと信じているが、本連盟の決意として、下記のとおり監督等の条件、対応・処置を明確に示すこととする。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

記

1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

(公財) 日本中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等（以下「指導者等」という）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。

なお、懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

●以下の文を全国中学校体育大会各競技大会要項の「引率者及び監督」の項に記載する

「(公財) 日本中学校体育連盟が主催する本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、(部活動指導員、) 外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。」

2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校（中等教育学校及び義務教育学校を含む）に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等

3 本連盟の対応

1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する

★後任の補充は、該当都道府県中体連会長と相談し、該当都道府県中体連及びブロック中体連から選出することを基本とする

2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する

4 判定及びその時期

1) 当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

5 期間

1) 違反行為 1 回目

校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする

(1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする)

2) 違反行為 2 回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする

6 本対応は、平成 30 年 4 月 1 日より施行適用する。

Q&A(1)

平成29年11月29日

- Q1 日本中体連が対応を始めるのは、どの時点からか。
A1 当該校の校長が任命権者又は学校設置者から、当指導者に対する懲戒処分確定の通知を受けた日を起算日とする。
また、懲戒処分規定が及ばない外部指導者等については、当該校の校長が暴力等に対する指導措置を行った日を起算日とする。
- Q2 当該指導者が人事異動等により勤務校が変更になった場合や退職し部活動指導員、外部指導者になった場合も本ルールは適用されるのか。
A2 職に対する対応ではなく、人に対するものであるため、勤務校や立場が変更になったとしても本ルールが継続して適用される。
勤務地、住所が処分を受けた都道府県から他の都道府県に移動しても、本ルールが継続して適用される。
- Q3 中高一貫校や中等学校における運動部活動の指導中に、指導者による暴力行為が発生した。この場合の対応はどうか。
A3 その指導者の所属が中学校・中等部に有り、また、中学校・中等部の運動部の監督・コーチなどの役を持っていたり、中学校体育連盟の役にあれば、本ルールの適用を受ける。
- Q4 本ルールはいつから実施するのか。
A4 平成29年末までに意見をまとめ公表し、平成30年4月から本ルールを実施する。

※今後、このQ&Aは、各方面からの質問への回答を記録し、各方面に周知することとする。

【資料5】

本通知は、体育施設における安全点検について、周知徹底するための通知です。

教委指第687号

令和3年8月3日

校 園 長 様

教科指導課長

体育に関する施設用具の安全点検について

各学校園におきましては、夏休みを迎え、2学期の教育活動充実に向け準備を進めていることと思います。

つきましては、2学期に向け下記の体育施設、設備、用具等について夏季休業中等を利用して点検していただき、児童生徒等の安全に心がけていただきますようお願いいたします。

記

1. 運動場

(1) バスケットゴール

- ・移動式ゴールの運搬時は、教師の指示・指導の下に行う（ローラーと車輪に注意）
設置場所では、木材や石でローラーを固定する
台風等、強風時はロープで結ぶか倒す
- ・バックボード・リング等に腐食がないか点検する。

【点検方法】

- ①目視により、木材の腐食、割れ等がないか確認する。
- ②金属部の腐食やボルト等の留付けにゆるみがないか確認する。
- ③ゆすったりして取り付けがしっかりしているか確認する。

(2) サッカーゴール・ハンドボールゴール

- ・運搬時は教師の指示・指導の下に行う
設置は、水平な地面に安定した状態に保つ（杭打ち、ロープで結ぶ等）
- ・使用後はグラウンドの安全な場所へ運び、水平な地面に安定した状態に保つ
（転倒防止のため、杭打ち、ロープで結ぶ等）
- ・サッカーゴール・ハンドボールゴールの危険性を指導する（児童・生徒に常時注意する）

(3) 移動式防球ネット

- ・強風時等の自然移動・転倒防止策を講じる（ロープで連結固定する、倒して使用しない等）
- ・鉄の腐食は修理又は使用禁止とする（廃棄）
- ・使用前後の運搬に注意する（騒音、転倒防止）

(4) 鉄棒<砂場他>

- ・鉄柱根元の腐食の有無を確認する（ペンキ塗りかえ溶接、取り替え）
- ・鉄棒止めの固定を確認する（定期的に安全点検をし、ビスの取り替え）

(5) 朝礼台

- ・ 不使用時、安全な場所へ移動し設置する（活動の場より離す）
- ・ 目立つように色別する（ペンキ）

(6) 遊具類（幼、小学校、義務教育学校・特支学校）

- ・ 毎日点検し安全を確認する
- ・ 使用上の諸注意を繰り返し行う
- ・ 教員の巡視・見守り指導を徹底する

(7) グラウンド整備

- ・ 雨天後の使用可能の指示を行う
- ・ 石、ガラスの破片、釘等の危険物を除く（運動会、体育大会全体練習等を利用）
- ・ バレーボール、テニス用ポール穴、ポイント等の安全点検を行う（つまずき転倒防止対策）
- ・ 側溝の鉄板等の腐食点検と取り替えを行う
- ・ ラインテープ等の点検整備を行う（釘、つまずき転倒防止）

(8) テント設営

- ・ 運動会（体育大会）、式典時に使用する時、杭打ちかロープで確実に固定する

(9) 体育倉庫

- ・ 入口や窓を確実に施錠する
- ・ 倉庫内の整理・整頓を行う
（重い器具は下段、竹棒や丸棒等、砲丸、マット、跳び箱、ハードルの位置確認）
- ・ 石灰、ラインカーを適切に保管し、管理を徹底する（施錠）

(10) その他体育用具、器具点検

- ・ テニスコート用ローラーの使用は、教師の指示・指導の下に行い、使用後は確実に固定する（木材、石）
- ・ ハードルの止め金等の修理を行う
- ・ 跳び箱の緩み（ネジ止め）と布地、底部の破損修理を行う
- ・ マットの破損修理を行う
- ・ バレーボール、テニス用ポールの点検・修理、および格納の仕方の確認を行う
- ・ バレーボール、テニス用のネットのワイヤーロープ先端の不備の点検・修理を行う
- ・ ウェイトトレーニング用具は、使用上の注意を確認し、設置場所を明確にする

2. 体育館（講堂）、倉庫の使用

- ・ 入口や窓を確実に施錠する
- ・ バスケットリングの点検を行う（ワイヤーロープと滑車、バックボードの固定）
- ・ 各種ボール類の管理・点検を行う
- ・ バレーボール支柱、ネットの点検・修理、および格納の仕方の確認を行う（使用前後の注意）

- ・卓球台の取り扱いに関する注意を確認する（移動・設置・片付け時は、教師の指示・指導の下に行う）
- ・ギャラリーには何も置かない（ギャラリーの鉄柵の点検、使用については要注意）
- ・戸締まり、窓の開閉時の注意を確認する
- ・暗幕、防球ネットの点検を行う
- ・消火器の定位置確認・使用期間の確認を行う
- ・清掃用具の整理整頓・修理等を行う（モップ、ホウキ等）
- ・温湿計が適切に設置されているか確認する
- ・床板に傷や割れ、ささくれ、そり、浮き、目違い、床鳴り等がないか点検を行う

3. プール管理

- ・入口を確実に施錠する
- ・機械室を確実に施錠する
- ・排水口、溝蓋の固定を確認する
- ・プールサイドの用具・清掃用具の整理整頓・修理等を行う
- ・薬品の保管場所の確認と管理を徹底する
- ・シーズン中は、使用前に危険物投入の有無などを点検する
- ・シーズンオフは、モーター室のスイッチを切る（使用上の注意事項は各校で確認する）

4. 武道場

- ・入口や窓を確実に施錠する
- ・消火器の定位置確認・使用期間の確認を行う
- ・倉庫内の整備を行う（剣道防具、竹刀の管理、柔道着の保管と整備）
- ・電源盤（スイッチ等の確認）の確認を行う
- ・清掃用具の整理整頓・修理等を行う
- ・温湿計が適切に設置されているか確認する
- ・床板に傷や割れ、ささくれ、そり、浮き、目違い、床鳴り等がないか点検を行う

5. その他

- ・校地、校舎の危険箇所には「立入禁止」の表示を設置する
 - ・要修理箇所は「使用禁止」の表示をし、速やかに修理する
- ※なお、使用にあたって注意が必要なものについては、教員の監督の下使用する（砲丸・円盤）

【注意】

以上の諸点検は過去に学校管理下で事故が発生した項目であり、各校園におかれましては、体育担当教員をはじめ、全教職員の協力を得て点検修理に努力され、事故防止に最善を尽くされますようお願いいたします。

教科指導課

担当：植村・岸上・高嶋

TEL：984-0807